

# 喫煙可能室設置施設 届出書

年 月 日

高知県知事 様

届出者

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	
	②-1 所在地	〒 — (電話 — — )
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
	④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者 (※)	(ふりがな) ①氏名(法人にあっては、その名称)	
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名	
	③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒 — (電話 — — )
3 備考	担当者 氏名 職名 連絡先 — —	

(注意)

- 1 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。(2-②は鉄道事業者が記載する項目)
- 2 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

(※) 管理権原者：施設における設備改修等の方針の判断や決定を行う立場にある者

施設の名称	
-------	--

### 届出チェックリスト

喫煙可能室の設置にあたっては、以下の要件すべてを満たしている必要があります。  
 このページも印刷して、にチェックを入れ、届出と一緒に提出してください。

施設内 全面喫煙	喫煙室 を設置	脱煙機能 付き喫煙 ブースを 設置	要件
			営業許可日が 2020 年 3 月 31 日以前
			資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下
			客席の面積が 100 m <sup>2</sup> 以下
			今後、喫煙スペースに未成年者が立ち入ることはない
	/	/	たばこの煙が店外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されている
/			喫煙室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が 0.2m 毎秒以上ある
/	/		たばこの煙が喫煙室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されている
/	/	/	たばこの煙が屋外または外部の場所に排気されている
/	/		(脱煙ブースの機能) 総揮発性有機化合物の除去率が 95% 以上
/	/		(脱煙ブースの機能) 当該喫煙ブースから排出された気体が室外に排気されるようになっている
/	/		(脱煙ブースの機能) 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が 0.015mg/m <sup>3</sup> 以下